

記

- 1 日時 令和7年12月5日(金曜日) 9時30分～10時30分
- 2 場所 人事委員室
- 3 出席者 委員長 西出 智幸、委員 小西 華子、委員 能村 盛隆
任用調査部長以下5名

4 議案等

【議案】

- 第54号 一般任期付職員の採用の承認について（区長・所属長）
- 第55号 昇任選考について
- 第56号 職員（事務行政（26-34））採用試験の第2次試験合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について
- 第57号 条例の改正に関する意見について（回答）
[職員の給与に関する条例]
[教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例]
- 第58号 令和7年11月6日付け措置要求について
- 第59号 令和7年10月22日付け審査請求について

5 議事要旨

・議案第54号について

一般任期付職員の採用の承認について（区長・所属長）、総務局より説明し、審議の結果、案のとおり承認することに決定。

・議案第55号について

昇任選考について、現在の職、新たに就けようとする職務等について総務局より説明を聴取した結果、合格とすることに決定。

・議案第56号について

職員（事務行政（26-34））採用試験の第2次試験合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について、事務局より説明し、審議の結果、合格者を決定。

・議案第57号について

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく市会議長からの照会について、事務局より条例の改正の内容について説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定。

・ **議案第 58 号について**

令和 7 年 11 月 6 日付け措置要求について、事務局より説明し、審議の結果、受理することに決定（令和 7 年（措）第 1 号事案）。

・ **議案第 59 号について**

令和 7 年 10 月 22 日付け審査請求について、事務局より説明し、審議の結果、受理することに決定（令和 7 年（不）第 2 号事案）。また、地方公務員法第 50 条第 2 項の規定に基づき、上記事案に係る審査に関する事務について、小西 華子委員に委任することに決定。